

知事公邸等の現状及び基本的な考え方について

令和5年(2023年)11月
総務部行政局財産課

1 趣旨

来年度に予定している知事公館・近代美術館エリアの活用構想の策定に向け、これまでの議会議論等も踏まえ、施設毎に現状や今後の検討に向けた基本的な考え方等を整理。

2 施設毎の現状等

区 分	現状等	これまでの議会における主な答弁要旨
知 事 公 邸	<ul style="list-style-type: none"> ○築43年経過 ○公務遂行上、本庁舎近接地に保有する必要がある ○現在の民間住宅借上は、支障なく公務遂行でき、経済性も有利 ○公用部分は、公館・庁舎で対応しているが支障ない 	<p>[R4年①定予特(総務)]</p> <p>○<u>知事公邸の検討にあたっては、借り上げによる公邸の継続も含め、検討を進める。</u></p> <p>[R5年①定代表質問]</p> <p>○<u>民間住宅の賃貸でも、緊急を要する場合も公務遂行上、支障がないことを確認したところ。</u></p> <p>○<u>今後、公館等エリアの利活用の検討を進める中で取扱いを整理する。</u></p> <p>[R5年②定代表質問]</p> <p>○<u>低利用となっている居住区域の活用策についても検討を進める。</u></p> <p>[R5年②定予特(総務)]</p> <p>○<u>公邸・宿舍は、今後、公館等エリアの利活用の検討を進める中で取扱いを整理する。</u></p>
宿舎等	<ul style="list-style-type: none"> ○副知事公邸は、老朽化が著しく、平成21年度以降使用していない ○秘書課長宿舎、道警本部長宿舎は老朽化が著しく、現在、近隣の民間住宅の借上により対応 ○現在、8棟9戸の公邸・宿舍のうち、2棟3戸の宿舎に職員が居住 	<p>[R4年①定予特(総務)]</p> <p>○<u>関係部署と連携しながら、業務遂行上、必要となる範囲で場所や規模等の条件を含め、その保有方法について検討を進める。</u></p>
知 事 公 館	<ul style="list-style-type: none"> ○登録有形文化財 ○築87年経過、老朽化顕著 ○無料で一般公開 (閉館日：土日祝日・年末年始) ○附属建物未使用(築70年) 	<p>[R4年①定予特(総務)]</p> <p>○<u>知事公館は、知事が出席する来賓を迎える施設として活用するほか、更なる開放のあり方なども含めて検討。</u></p> <p>[R5年②定代表質問]</p>
緑 地	<ul style="list-style-type: none"> ○環境緑地保護地区 ○無料で一般公開 (庭園は冬期間閉鎖) ○静謐な環境を活かした地域の憩いの場 	<p>○<u>登録有形文化財である知事公館や、環境緑地保護地区に指定されている緑地は、適切に保全・維持しながら利活用策についても検討を進める。</u></p>

3 知事公邸について

(1) 知事公邸移転経緯（令和元年 10 月）

昭和 55 年に建築した知事公邸は、築後 38 年以上が経過し、老朽化が著しく、今後、長期的に使用していくには多額の工事費*が見込まれることや、規模が大きいため維持管理費に多額の費用を要していることから、民間住宅を知事公邸として借り上げることとした。

*約 7,000 万円（屋根・外壁修繕、暖房設備等）

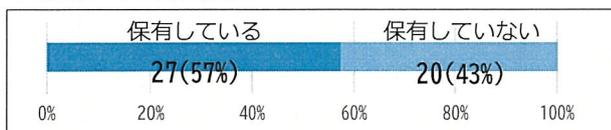
(2) 経費比較の状況

民間住宅を知事公邸として借り上げ対応したことにより、年間経費は約 1 千万円低減*している。

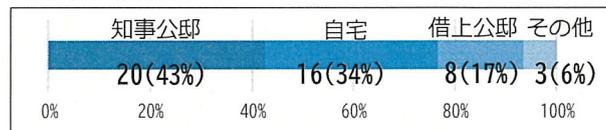
*H29・H30 平均経費との比較

(3) 他県の状況

■ 他県の保有状況



■ 知事の居住先



(R5.7 徳島県調)

4 施設毎の基本的な考え方

区分	基本的な考え方 [方向性]
知事公邸	○知事公邸は民間借上を継続 ○宿舎は民間借上に移行
宿舎等	○老朽化した現建物は、文化財等の位置付けもされておらず、今後活用する見込みもない ○居住区域は低利用となっていることから有効活用策を検討
知事公館	○歴史ある登録有形文化財として適切に保存・保全 ○附属建物(旧公邸)は老朽化しており、基礎コンクリートの中性化が進行し、木造の土台等も腐食しており、改修は困難 ○迎賓機能を維持しつつ、更なる開放等を検討
緑地	○環境の維持・保全を図りつつ、地域の憩いの場としての機能充実を検討

(参考) 近代美術館等について

区分	基本的な考え方 [方向性]
近代美術館	○整備方法としては、 ①既存施設を活用する方法(改修+収蔵庫増設) ②現在の敷地内で建て替える方法(現地新築) ③知事公邸等が所在する区域へ移転する方法(移転新築)が考えられる ※「北海道立近代美術館リニューアル基本構想(中間報告)」(R5.7)より
三岸好太郎美術館	○当面、現施設を適切に維持管理しつつ、近代美術館の整備方法を踏まえた対応を検討

5 当面の取組

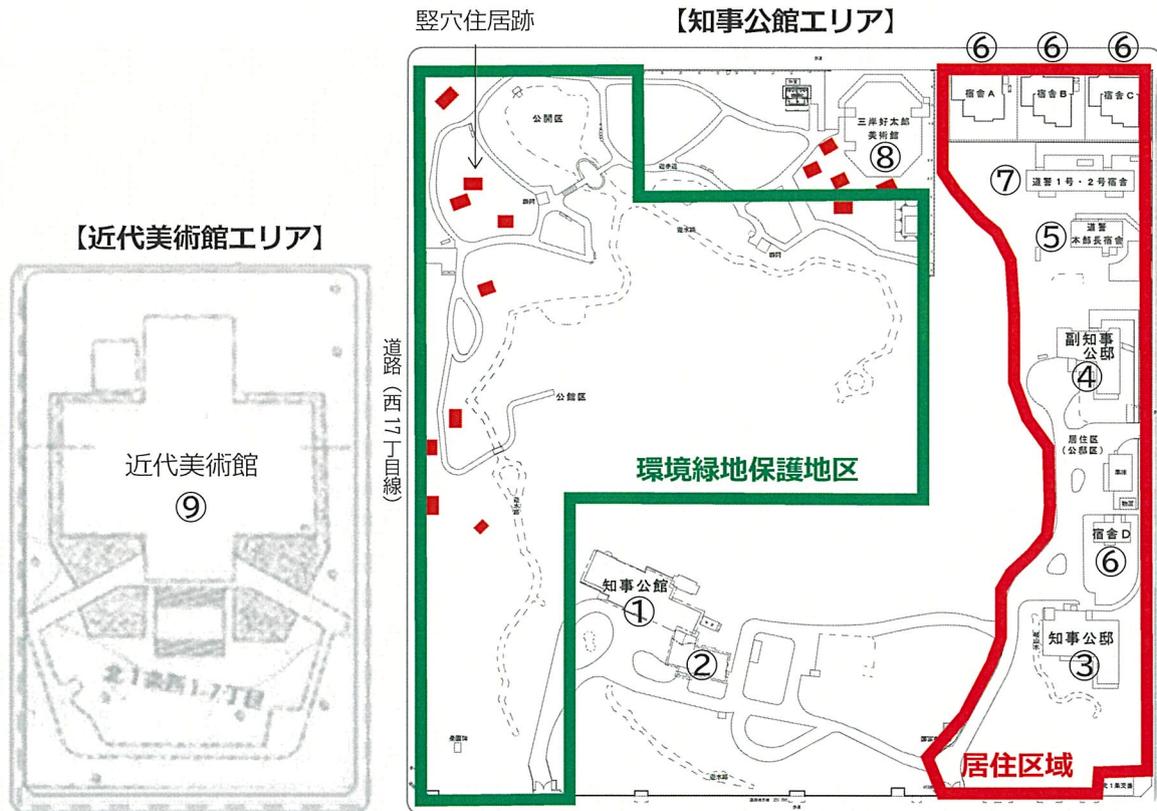
知事公館・近代美術館エリアの活用構想の策定に向けた調査等の実施。

○近美等の整備方法の技術的検討調査 今後の検討に当たってのデータとして活用するため、近代美術館の整備方法パターン別に経済性や環境性、美術館活動などに関する専門的見地からの評価などを実施。
○道民ワークショップ 道民に知事公館・近代美術館エリアの状況等を紹介し、エリア全体の価値を高める利活用のあり方などについて、意見を聴取。

■知事公館・近代美術館エリアの概況

知事公館・近代美術館エリアの敷地面積、用途地域等

区分	近代美術館エリア	知事公館エリア
敷地面積	19,152㎡	56,164㎡
都市計画区域	都市計画区域内	
区域区分	市街化区域	
用途地域等	近隣商業地域 容積率300%/建蔽率80%	第一種住居地域 容積率200%/建蔽率60%
高度地区	45m高度地区	33m高度地区
防火地域及び準防火地域	準防火地域	なし
集合型居住誘導区域	集合型居住誘導区域	
都市再開発方針	1号市街地	
景観計画区域/重点区域	景観計画区域	
緑保全創出地域	居住系市街地(緑化率20%以上)	



知事公館、知事公邸等の建築年等

施設名	建築年(経過年数)
① 知事公館	S11年(築87年)
② 知事公館附属建物	S28年(築70年)
③ 知事公邸	S55年(築43年)
④ 副知事公邸	S55年(築43年)
⑤ 道警本部長宿舎	S56年(築42年)
⑥ 宿舎A～D	S55～H4年(築31～43年)
⑦ 道警1・2号宿舎	H2年(築33年)
⑧ 三岸好太郎美術館	S58年(築40年)
⑨ 近代美術館	S52年(築46年)